

第5回小諸市自治基本条例を考える 市民討議会

議 事 概 要

開催日時	平成25年9月20日（金）午後6時30分から
開催場所	小諸市役所本庁舎3階委員会室
出席討議員	相原久男、大林晃美、掛川なぎさ、柏木節子、勝俣啓子、 上滝高、木内忠義、木島和郎、金秀玉、釘宮晴夫、 神津眞美子、小山裕也、高木蘭子、高橋要三、長岡賢司、 中嶋祐子、花岡洋子、別府福雄（以上18名）
アドバイザー	鍛冶智也（明治学院大学 法学部教授） （氏名は、五十音順で、敬称は略させていただきました。）

1 開会

2 座長あいさつ

3 本日の討議会の進め方及び「提案シート」の「参考欄」の記述についての説明

(事務局から上記の事項について説明)

4 「参考欄」の記述についての質疑

座長 参考欄に関して質疑はあるか。

(特になし)

座長 ないようなので、グループ討議に入る。

5 議題

(1)「参加と協働のルール」づくりに向けた討議（グループ討議）

(3つのグループに分かれて討議)

(2)「参加と協働のルール」づくりに向けた討議（全体討議）

座長 各グループでの討議内容を発表していただきたい。

討議員 Aグループでは、参加と協働のルールづくりは必要である、ということを大前提に討議を行った。

実際にイベントを主催した経験から話を発展させた。

イベントの実行にあたっては、バックアップの体制が必要で、いろいろな情報を知っているのと知らないのでは大きく違う。イベントを長くやっていくために必要なことや、何かをやる時にすぐに市に応援を申し込むのではなく、まず自分たちでできることについての情報があると良いという意見が出た。

また、いろいろな言語で市のマップができると良いという意見も出た。

何か分からない時はまず市役所へ行くので、行政がそういう場を運営していくのはどうだろうという議論になったが、それよりも、市役所とは別にイベント支援の組織の窓口が必要ではないかという意見も出た。

市内にどんな資源があるか、まだまだ把握ができていない。公式・非公式を問わず、市内の様々な資源を把握し、その情報を提供できる、そして相談に

応じられる組織あるいは機関。市内のイベント、市民団体の活動、区の活動、区民の活動などをきちんと把握していて、そこへ行けばそういう情報が得られるような組織あるいは機関があれば良いということを共有した。区の活動と区民の活動を分けたのは、区の活動というとはほとんど区長の活動になって区長任せになり、非常に荷が重くなるので、区民の活動をあえて強調した。討議は、「参加と協働」に関連して今やっていることや必要と思われることを、付箋に書き出しながら進めたが、量もあり、もう少し深めていく必要があるということで終了した。

討議員

Cグループでは、最初に「提案②」のルールづくりの枠組みについて議論した。「参加と協働のためのルール」は、この討議会の場合だけではまとめきれるものではないということで、事務局から提案があった、「この討議会のメンバー、市民活動団体、区長、市議会議員、市の執行機関、市民各層から幅広く参加してもらう枠組み」が必要であるということ、また、20代などの若い人たちの意見が必要であろうという意見が出た。

それから、「参加と協働によるまちづくり」というものが、漠然としていて的を絞りきれないという意見も出た。そのため、その中で一定の結論に導いていくためにも、まちづくりのコーディネーター的な人材を育てていくことが大切であるのではないかという意見も出た。

「区長会」や「市民活動」の事務が企画課に集約されてきていることが、「提案シート」の「参考欄」に記載されているが、企画課を中心とした執行機関の体制強化が重要であるとともに、実際に活動している人がどう考えているか様々な意見を聞くことが大切であるということで、事務局提案にあるような各主体からのメンバーとすることが適当ではないかという意見にまとまった。

「提案①」「提案③」については、市民活動団体と区との連携は強調されているが、市と区との連携については明文化されていない。市民協働という観点からすれば、行政も第三者的な立場ではなく、一体となって進めていかなければならないのではないかという意見が出た。

また、様々な市民活動団体があるが、活動の継続がなかなか難しい。そういうことをサポートする面からも、ボランティアセンターの強化などが必要ではないかという意見があった。

地区担当者制度については、区によって活用にばらつきがあるので、業務の明確化などが必要ではないかという意見が出た。

このほかでは、区と市民活動団体、そして行政の連携と強化が大切であり、各区の年度切替、区長任期などの標準化が必要ではないかという意見も出た。

討議員

Aグループの発表の補足だが、「参加と協働のためのルール」づくりは、討議会を中心に行っていくことが適当ということでAグループはまとまった

が、ただし、例えば区長会の代表に来てもらうなど、必要に応じて柔軟にメンバーを増やすなどの方法をとることが良いのではないかということになった。

それから、少子高齢化に備えて、区という単位はありつつも、区同士がゆるやかに連携できるようにすることが必要ではないかという意見があった。

討議員

Bグループでの議論は、Aグループと似ていると思う。

区や市民活動団体が何かをやろうとする場合、市役所に行っているいろいろな手続きをしたり、相談したり、協力してもらったりすることなどがスムーズにいくように、区や市民活動団体の活動についての相談の窓口がほしいという意見が出た。そこには、色々な情報を集めることはもちろんだが、情報を発信する役割なども果たしてほしい。場所としては、新しくできる図書館やボランティアセンターがサポートセンター的な役割を果たしていけば良いのではないかという意見も出た。行政が活動をサポートする役割を果たしていけば、区や市民活動団体についての情報が共有でき、その結果として、活動の活発化が図られるのではないかということでまとまった。

座長

三グループの発表を受けて、まとめと補足を副座長にお願いしたい。

副座長

Cグループでもいろいろな事例を出していく中で、様々な情報が得られたり、他の団体とのつなぎ役のような機能を果たす窓口が必要という意見が出ていたので、その点では各グループとも共通していた。なお、Bグループでは、ルールづくりの枠組みについて発表されていないが、意見はあったか。

討議員

Bグループでも、Aグループから発表があったように、この討議会でせっかく議論しているのだから、この討議会のメンバーを中心に、柔軟に対応することが良いのではないかという方向で話し合った。

副座長

「提案①」「提案③」の問題点については共有ができたと思うが、「提案②」の枠組みについて、一定の方向性をこの討議会で出したいので、これについて全体討議の中で議論をお願いしたい。

AグループとBグループは、現討議会を中心としてやっていくという意見。Cグループでは、事務局提案にあるように、討議会からの立候補者のほか、市民活動団体、区などの各層からメンバーを出し、討議会とは別に枠組みをつくってはどうかという意見だった。その点について意見が分かれているので、全体討議で意見を出してもらえればと思う。

座長

枠組みについて二つの意見がある。それぞれについてご意見をいただきたい。

- 討議員 Aグループは、先ほど発表したような内容でまとまったが、そもそも討議会が各主体から構成されていることと、ここまで議論してきたので、引き続いてこの討議会で進めたほうが良いということを基本に議論した。
- ただ、私の立場で言うと、区長ではあるが、区長会を代表しているわけではない。ルールをつくるにあたって、区と行政との関わりなどを議論する時には責任を負うことができないので、メンバーを柔軟に補充していくなどしてやっていくことが良いのではないかという考えを持っている。
- 討議員 なぜCグループが事務局提案でまとまったのかというと、こういうものを討議するときには、様々な考えを持った人、様々な仕事をしている人などを集めてやったほうが良いのではないかという考え方であり、例えばNPOにしてもいろいろな分類があるので、多様な人が集まって議論をしたほうが良いということから、そのような意見になった。
- 討議員 この討議会で結論を出すのは、こういうルールが必要であるという提案までで良いのではないかと考えている。
- 実際の細部に渡る部分は、行政と各専門の方々、それに討議員に何人か入ってもらうという形もあるかもしれないが、そういう枠組みでつくるのが良いのではないか。
- 12月までに結論を出すのは、こういうルールが必要で、こういう組織も必要で、ということまでで良いのではないか。そこまでの結論を出すのは、この討議会でできるが、それから先の実際にルールをつくる段階になれば、様々な人が入って、様々な知恵をもらわなければならないと思うので、この討議会でできるところまでの提案をすれば良いと考えている。
- 討議員 その点は同じ意見である。この討議会でやることには限界があり、実際にルールを文章化するときは、専門的なメンバーでやらなければならないと思う。この討議会では、こういう方針、こういう考え方があるということが提案できれば十分であると思う。
- 座長 全体の方向性としては、ほとんど同じ意見であると思う。ルールを具体化するには、次のステップが必要になるので、本討議会としては、一定の方向性や考え方を示して提言していくということを、本日の討議会での一つの結論としたいがよろしいか。
- 討議員 そういうことで良いと思う。あと2回討議の機会があるので、その中でどういう方向性等を示すことが良いのかということについて、討議員の皆さんもそれぞれ感じていくと思う。

事務局 補足で申し上げたい。こういった場では、なかなか具体的な事例が出にくいということを、討議員の皆さんも感じられたと思う。このため、Cグループでも意見が出ていたが、実際に活動している人たちには、どんな苦勞あって、どんな取組みがあったのかということなどについて、もう少し掘り下げた事例などがないと、具体的なルールづくりに結び付いていけないと思うので、そういうものを拾い上げて、この討議会に示していきたいと思っている。検討の枠組みについては、基本的にはこの討議会で行うということであるが、場合によっては、もう少し柔軟であっても良いのではないかという意見もいただいたので、今日はその点を確認していただき、もう少し事例を拾って行きたいと考えている。

座長 事務局からも次の方向性について話があったので、今日の全体討議は終了としたい。
アドバイザーからもご助言をいただきたい。

アドバイザー 私が感じている小諸市の自治基本条例についての全国的に見てもユニークな特徴は二つある。
一つは、今日議論されていた、伝統的な地縁組織である「区」が、機能別の団体である「市民活動団体」と調整をして、いろいろな意思決定に参加をする余地があるということをルールとして決めているのは、私が知っている限り小諸市のみであるので、他の自治体の例を参考にするということが幸か不幸かできない。このため、小諸市の中で実際に経験されていることを、何とか形式化するとか、ルール化するとか、明文化するというプロセスを地味にやっていかなければならない。先進的なことに取り組んでいるのは確かであり、そのことについてようやく実質的な議論が始まるということは、素晴らしいことではないかと思う。皆さんが一番最初のステージにいるということを感じ、なおかつ自慢されて良いことだと思う。
もう一つのユニークなところは、これはほかにもう1か所実施している自治体があるが、次回のテーマである住民投票の有権者が16歳以上となっているところである。若い世代が政治参加をして、将来にわたる事項を決定するときに判断をすることになる。たぶん、住民投票となると、市長と市議会が対立してにっちもさっちも行かなくなって、いわゆる大人が問題解決をできなくなった場合の最後の手段として実施することになるので、20歳未満の若い世代が、もしかすると決定のキャスティングボートを握ることになるのではないかとと思われる。
だから、若い世代が、軽率な判断をすることがないようにするには、日頃から、私たちがどういうまちづくりをしているかということを伝えて、共有していかなければいけない。それをどういうふうにしていくかということが、

次回の議論の中心部分になると思われる。それに関する取組みは、今まであまりなかったようだが、市長も市の執行機関も市議会もいろいろな形で実施していく必要がある。

以上の二つが、小諸市の自治基本条例の特徴であり、今日一つ目を終えられて良かったと思っている。

座長 我々が現在置かれている状況についてのお話を伺うと、大変なことだと思う反面、しっかりやっていかなければいけないと感じた。
今日の全体討議は終了し、次回に向け、取組事例について説明をお願いしたい。

(3)「第5章 住民投票」「第6章 その他」の取組事例等について

(事務局から「第5章 住民投票」の取組事例について口頭で説明。)

- ・平成22年12月に住民投票条例を制定した。
- ・住民2,000人を抽出し実施している市民意識調査の対象年齢を、20歳以上から16歳以上に変更した。
- ・次回第6回討議会に向け、住民投票について高校生の意見を聞く取組み（ワークショップ）を実施する。

6 その他

事務局 取組事例で説明した高校生との自治基本条例ワークショップを、小諸商業高校で10月1日と8日に、小諸高校で10月3日と10日に、それぞれ開催するので、可能な範囲で参加いただきたい。

事務局 シートの提出期限は10月10日、次回討議会は10月28日に開催する。

副座長 読み合わせ会を10月7日（月）と22日（火）に開催したい。あらためて通知をするので、可能な範囲で参加いただきたい。

座長 読み合わせ会は非常に中身のある良い内容なので、ぜひご参加いただきたい。

7 閉会